総務委員会報告

総務委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議 規則第91条の規定により報告します

```
令和2年度長崎市一般会計補正予算(第10号)
          第1条
           第1項
                歳入歳出予算の総額
           第2項中
            歳入
                全部
            歳出
                第2款 総務費
                 第1項中
                  第1目
                  第6目~第9目
                  第12目
                  第16目のうち所管部分
                  第23目
                 第3項
                第 4 款
                     衛生費
第110号議案
                 第1項中
                                   原案可決
                  第10目
                第9款
                    消防費
                第10款
                    教育費
                 第7項中
                  第3目のうち所管部分
                  第4目~第5目
                第12款 公債費
          第2条
               繰越明許費の補正
                第2款
                     総務費
               債務負担行為の補正
          第3条
                第2款 総務費
                第4款 衛生費
                 第1項
          第4条 地方債の補正
```

第 110 号議案「令和2年度長崎市一般会計補正予算第 10 号」については、 まず歳出では、総務費において長崎ブリックホール館内でオンラインを活用した 新しい生活様式での芸術文化活動を可能とするため、全館に無線LANを整備す るための文化施設整備事業費が計上されました。

委員会では、

・今回の長崎ブリックホールへのオンライン環境整備にあわせて、他の文化施設 にも整備する考えの有無などについて内容を検討しました。 同じく総務費において、長崎のもざき恐竜パークにかかる指定管理者候補者選定審査会を開催するための指定管理者候補者選定審査会費が計上されました。また、あわせて、旧野母崎福祉保健センターを恐竜パークの施設案内や長崎半島の地域情報を発信するインフォメーション機能と来場者の休憩所としての機能を有したインフォメーションセンターとして活用するため、建物の改修工事を行うための離島・過疎地域振興対策事業費が計上されました。

委員会では、

- ・ 恐竜パークの整備にかかる総事業費の見込み、
- ・今回の整備を契機に、野母崎田の子地区に大きな成果を生み出すための全庁で の連携状況と県との協議状況、
- 新たに整備されるインフォメーションセンターが他の施設とのネットワークを 構築するための取組方針、
- ・コンサルティングを通して検討した計画が、公園部分や恐竜博物館など、それ ぞれ個別に行われていたことの妥当性、
- ・今後、来場者数の増加が見込まれる中で、恐竜パーク内へのヘリポート整備に係る検討状況などについて内容を検討しました。

同じく総務費において、国外転出者のマイナンバーカードの活用を目的とした 住民基本台帳法改正に伴い、住民記録システムの改修を行うための住民記録系シ ステム運営費が計上されました。

委員会では、

・マイナンバーカードの現在の交付状況と取得率を向上させるための今後の取り 組み方針などについて内容を検討しました。

次に、衛生費において、もみじ谷葬斎場の建て替えに係る基本構想を策定するため、審議会の開催等を行うための新火葬場整備推進費が計上されました。

委員会では、

- ・今後予定している審議会の開催回数、
- 新火葬場の完成の時期と今後のスケジュールなどについて内容を検討しました。次に、歳入については種々内容を検討しました。

さらに、総括的な問題として、

・長崎のもざき恐竜パークについては、野母崎だけではなく、長崎市全体の活性 化のために、全庁で取り組むべきである中で、所管部局を南総合事務所とするこ との妥当性など、検討を加えました。

その結果、一部委員から、

- ・市民のプライバシーを侵害する危険性があるマイナンバー制度には反対である ため同制度に係る費用については認められない、との反対意見が出されました。
 - 一方、
- ・市内全域への超高速インターネット環境整備については、実際に生活する住民 に対して利点などがしっかり伝わるような周知広報を行ってほしい、
- ・長崎のもざき恐竜パークについては、県内外の多くの子どもたちを中心とした 観光客を呼び込む起爆剤となることから、全市を上げて大きな成果を生み出せる よう取り組むとともに、指定管理に当たっては、民間活力が十分発揮されるよう 取り組んでほしい、
- ・各委員会で行われた議論を十分吟味し、実効性のある予算の執行をしてほしい との要望を付した賛成意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決 しました。

第 151号 議 案	令和2年度長崎市一般会計補正予算(第11号) 第1条 第1項 歳入歳出予算の総額 第2項中 歳入 全部	原	案	可	決	
------------	---	---	---	---	---	--

第 151 号議案「令和2年度長崎市一般会計補正予算第 11 号」については、 委員会では、内容検討の結果、異議なく原案を可決しました。

第 120号 議 案	長崎のもざき恐竜パーク条例	原案可決
------------	---------------	------

第 120 号議案「長崎のもざき恐竜パーク条例」については、野母崎地区にお

いて学習、文化、スポーツ及び地域交流の場を一体的に提供することにより、市内外の人々の来訪及び市民の活動を促し、地域の活性化および観光の振興に資するため、長崎のもざき恐竜パークを設置するものです。

委員会では、

- ・長崎のもざき恐竜パークの指定管理者の決定から、オープンまでの期間が短い ことで、準備不足が懸念されることへの見解、
- ・恐竜パークの来場者数の見込みと機運を醸成するための広報活動の取組方針、
- ・新たに整備する駐車場の規模の妥当性と陸路だけではなく長崎港からの航路を 新設する考え、
- ・企画に自由度を持たせるなど、指定管理者が民間のノウハウを最大限発揮できるようにするための取組などについて内容を検討した結果、異議なく原案を可決しました。

第123号議案 長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の 一部を改正する条例 原 案 可 決

第 123 号議案「長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を改正する条例」については、今回の改正は、都市再生緊急整備地域において民間都市再生事業計画の認定を受けた事業者が認定事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例割合を定めるものです。

委員会では、

- ・今回の改正は、民間による大型の都市開発事業の推進を図るため、税制面の優 遇措置を行う改正であることから、今後、容積率等についても緩和を行う考えな どについて、内容検討の結果、一部委員から、
- ・今回の改正により、中央地域のみが繁栄し、周辺地域の活性化が進まない状況 を招くおそれがあるため認められないとする反対意見が出されたので、採決の結

果、賛成多数で原案を可決しました。

第132号議案	財産の取得について (拠点避難所用防災資機材)	原	案	可	決
---------	----------------------------	---	---	---	---

第 132 号議案「財産の取得について」は、本件は長期避難者へ対応する拠点 避難所の整備を図るため、拠点避難所用防災資機材を購入するものです。

委員会では、

- 高齢の避難者の負担軽減のために、ダンボールベッドを導入する考えの有無、
- ・ 災害時の物資運搬にかかる民間企業との協定の締結状況、
- ・自治会等、地域住民が水の備蓄のために簡易水槽等を整備する場合に、市が補助する考えの有無などについて内容検討の結果、異議なく原案を可決しました。

第 135号 議 案	過疎地域自立促進市町村計画の変更につい て	原案可決
------------	--------------------------	------

第 135 号議案「過疎地域自立促進市町村計画の変更について」は、本件は、 超高速インターネット環境整備事業を追加することに伴い、長崎市過疎地域自立 促進計画を変更するものです。

委員会では、

- ・これまで過疎債で実施していた事業に、今回の事業が加わることによる財政面 での影響とそれぞれの事業を継続するための財源の配分の考え方、
- ・今年度末に過疎地域自立促進特別措置法の期限を迎える中、来年度以降も過疎 債の適用を受けられる場合の条件などについて内容検討の結果、異議なく原案を 可決しました。

第 136号 議 案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画につ いて(扇山辺地)	原案可	決
------------	---------------------------------	-----	---

第137号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画につ いて(上大中尾辺地)	原案可決
第138号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画につ いて (赤水辺地)	原案可決
第139号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画につ いて (脇崎辺地)	原案可決
第140号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変 更について(木場辺地)	原案可決
第141号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変 更について (池島辺地)	原案可決
第142号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変 更について(尾戸辺地)	原案可決
第143号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変 更について(高島辺地)	原案可決
第144号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変 更について(形上辺地)	原案可決

第 136 号議案から第 139 号議案までの「辺地に係る公共的施設の総合整備計画について」および第 140 号議案から第 144 号議案までの「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、令和2年度から予定している超高速インターネット環境整備事業の財源として辺地債を活用するため、それぞれ扇山辺地、上大中尾辺地、赤水辺地及び脇崎辺地にかかる計画を定めるものと、木場辺地、池島辺地、尾戸辺地、高島辺地及び形上辺地にかかる計画を変更するものです。

以上9件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に 関する法律の規定により、議会の議決を経るもので、関連があるので一括して審 査を行いました。

委員会では、

• 辺地債は最も有利な起債であるものの、国からの配分に限りがあることから、

地域にあわせて過疎債等の有利な起債を配分することでより多くの事業を実施する考えなどについて内容検討の結果、異議なく原案を可決しました。

第 119号 議 案	長崎市特定業務施設の移転又は拡充を促進 するための固定資産税の課税免除に関する 条例	原	案	可	決
第 122号 議 案	長崎市附属機関に関する条例の一部を改正 する条例	原	案	可	決
第 125号 議 案	長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に 関する条例等の一部を改正する条例	原	案	可	決
第 128号 議 案	長崎市ふれあいセンター条例の一部を改正 する条例	原	案	可	決
第 129号 議 案	長崎市市民センター条例の一部を改正する 条例	原	案	可	決
第 133号 議 案	財産の取得について (消防ポンプ自動車(水槽付))	原	案	可	決

- ・第 119 号議案「長崎市特定業務施設の移転又は拡充を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例」、
- ・第 122 号議案「長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例」、
- ・第 125 号議案「長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例等の一部を改正する条例」、
- ・第 128 号議案「長崎市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例」、
- 第129号議案「長崎市市民センター条例の一部を改正する条例」、
- ・第 133 号議案「財産の取得について」の以上6件については、種々内容検討の結果、いずれも異議なく原案を可決しました。